

広報えどがわ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区広告掲載取扱要綱で定めるもののほか、江戸川区が発行する広報えどがわへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の優位順位)

第2条 広告の掲載は、次に掲げる順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の企業等のうち、公共性の高い企業で、江戸川区内（以下「区内」という。）に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業等のうち、区内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する広告の範囲内のもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、原則として広報えどがわの欄外とする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 掲載する広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	広告掲載料
中面 縦1センチメートル×横17センチメートル（4色）	25,000円

(掲載希望者の募集)

第5条 広報課長は、広報えどがわに広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するほか、第2条に規定する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、広報課長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 広報課長は、前条に規定する申込みがあったときは、審査の上、広告の掲載の可否を決定する。この場合において、同一掲載順位の広告掲載の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは抽選とする。

2 広報課長は、前項に規定する広告掲載の決定をしたときにあっては広告掲載決定通知書により、掲載できないと決定したときにあっては広告不掲載決定通知書により、広告掲載申込書を提出した者に対し、通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を広報課長に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 広報課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広報えどがわの発行上、支障があるとき。

(2) その他広報課長が特に必要があると認めたとき。

2 広報課長は、前項に規定する広告掲載の決定の取消しをしたときは、広告掲載取消通知書により広告主に対し通知するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領に関し必要な事項は別に定める。